

千葉市市制 100 周年記念協議会の設立について

本市が令和 3 年 1 月 1 日に市制 100 周年を迎えるにあたり、千葉市に関わる全ての市民、企業、団体等にとって、本市の都市としての成長の歩みを振り返り、本市が日本の中で果たしてきた役割やその価値を見つめ直し、これを如何に未来へ継承、発展させていくのかを考え、行動につなげていく機会となるように取組みを進めることとしています。

市制 100 周年記念事業を実施するにあたって、市主催・共催事業だけでなく、市民、企業、団体等様々な主体が自ら又は連携して事業を進めることで、市制 100 周年という節目を、行政だけでなくあらゆる主体が共有して、自ら考え行動する機会としていくことを目指しています。

これらの目的を達成するため、各分野を代表する方々に本協議会にご参加いただき、市制 100 周年の広報、啓発や記念事業に積極的に取り組んでいただくことで、市全体に市制 100 周年に向けた機運の高まりと行動の輪を広げ、市制 100 周年を未来のまちづくりへ力強く踏み出す起点としたいと考えています。

1 趣旨

市制 100 周年記念事業について、会員の独自の活動を相互に支援するとともに、会員同士が連携して活動するために、市内経済団体・学術関係団体等による協議会を設立します。

2 協議会の役割

(1) 記念事業の実施

「市制 100 周年に向けた機運の醸成を図るとともに、都市の歩みを知り、未来について考え、行動する機会を創出します。

(2) 市民や企業、団体その他の多様な主体が実施する記念事業（認証事業）の認証

あらゆる主体の活動を市制 100 周年に向けた取組みに結び付けていくため、協議会において記念事業の認証制度を設け、市民に積極的に周知・広報します。

(3) 会員独自の活動及び会員同士の連携した活動の支援及び広報、宣伝

皆様の発信力を活かし、市制 100 周年に向けた機運を醸成し、あらゆる主体の参加を促します。

(4) 協賛金の募集・取りまとめ

(5) その他記念事業の円滑な実施に係る活動

3 会員（案）

以下の考え方に基づき、別紙の皆様にご協力をお願いします。

(1) 千葉市に関わるすべての市民・企業・団体が主体となって事業に取り組むため、各分野を代表する方々

(2) 協議会主催事業の中核となっていていただくとともに、それぞれの取組みや特徴を活かした独自の記念事業の展開や効果的な広報・宣伝を行っていただける発信力の高い方々

4 組織

(1) 協議会

会員全員をもって組織し、会の事業計画や予算・決算、認証事業の認証、専門部会の設置等を所掌します。

(2) 専門部会（任意設置）

会長が指名する部会員（協議会の会員以外にも、本市連携協定締結企業の方々などを含む）により組織し、協議会事業の企画・実施など会長が付託する事務を所掌します。

5 事務局

千葉市総合政策局総合政策部に置き、庶務は都市アイデンティティ推進課が行います。

【所掌する業務】 規程の制定及び改廃、認証事業の認証等、文書・経理事務 など

千葉市市制100周年記念協議会 会員（案）

No.	団体名
1	千葉市
2	千葉県警察千葉市警察部
3	国立大学法人千葉大学
4	千葉商工会議所
5	（一社）千葉県経営者協会
6	千葉県経済同友会
7	千葉市商店街連合会
8	（公社）千葉市観光協会
9	千葉市町内自治会連絡協議会
10	千葉市を美しくする会
11	千葉市文化連盟
12	（公財）千葉市スポーツ協会
13	千葉市民生委員児童委員協議会
14	（福）千葉市社会福祉協議会
15	千葉市青少年育成委員会
16	（公財）千葉市教育振興財団
17	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
18	千葉みらい農業協同組合
19	千葉テレビ放送株式会社
20	株式会社千葉日報社
21	日本放送協会千葉放送局
22	株式会社ベイエフエム